

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年五月二十九日法律第四二号(衆

一、提案理由(平成二十二年五月二十六日・衆議院本会議)

○小坂憲次君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の御説明を申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、現下の厳しい社会経済状況にかんがみ、ことし六月の期末手当について、国民代表である国会議員はみずから身を切る姿勢を示す必要があるとの考えに立ち、各会派間で協議を行い、合意を得て提出に至ったものであります。

その内容は、歳費法の附則に一項を追加し、ことし六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減する特例規定を設けるものであります。

.....(略).....

両法律案は、本日議院運営委員会において起草、提出したものであります。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二十一年五月二十九日)

○西岡武夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成二十一年六月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を二割削減する措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。